

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉 村 正 則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 児玉新町線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 新 A	旧 新 別
	見玉郡上里町大字勅使河原字宮本 一三五四番一地先から同郡同町大 字勅使河原字宮本五〇番一地先ま で	見玉郡上里町大字勅使河原字宮本 一三五四番一地先から同郡同町大 字勅使河原字宮本一三五五番地先 まで	区 間
一 二 ・ 二 〇 〇 〇 二 八 ・ 〇 六	一 〇 ・ 八 八 一 二 ・ 二 〇	七 ・ 三 八 一 七 ・ 九 四	敷地の幅員 (メートル)
	九・六三	二六・六五	延 長 (メートル)
		平成二十七年十月六日埼玉県 本庄県土整備事務所告示第三号 で告示した道路予定区域の一部変 更である。	備 考